

お知らせ

6月は環境月間です

「よりよい豊かな環境を
未来に引き継ぐために」

【問い合わせ】 環境保全課（内線32183221）

毎年6月は、「環境月間」と定めています。身近な環境から地球環境まで、私たちの周囲には様々な環境問題が発生しています。よりよい豊かな環境を未来に引き継ぐために、環境のことをもっとよく知り、考え、話し合い、そして行動することが大切です。

この機会に、節電・節水・エコドライブ・不用品のリサイクル・エコバッグ持参など、ちょっとしたライフスタイルの見直しをしてみませんか？

■ただこの環境プランナー養成講座のご案内

浦添市の自然・歴史等を学び環境教育プランを企画・実践する講座です。

【対象】 18歳以上（在住・在勤優先）

【募集期間】 6月30日（木）まで

【参加費】 無料（傷害保険込み）

【定員】 20人（定員を超えたら抽選）

【講座内容（全8回）】

①7月2日（土）

オリエンテーション

②7月9日（土）

環境教育プラン作成



◀「カーミージー自然観察会」



▶「浦添大公園」

- ③7月16日（土） 環境教育プラン・救命講習
- ④7月30日（土） 水産養殖センター施設見学
- ⑤8月6日（土） カミージー自然観察会
- ⑥8月10日（水） 施設見学（クリーンセンター、下水処理場など）

浦添の歴史・文化めぐり

⑦8月13日（土）

浦添大公園自然観察会

⑧8月20日（土）

まとめ・修了式

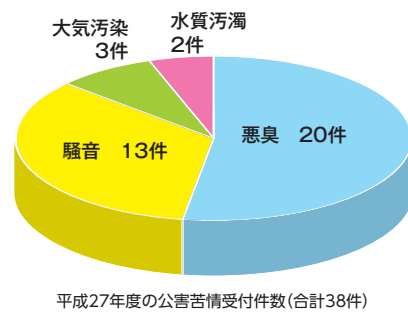
【申込み】

（株）沖縄環境科学研究所

☎（893）8444

浦添をもっと住みよいまちにするために

公害の種類には典型7公害として大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭があります。苦情の内容としては、建設工事や工場からの騒音や粉じん、生活排水のたれ流しや浄化槽の管理不足による悪臭などが多くなっています。あなたは、自分の職場や生活をふりかえってみて、周りに迷惑をかけているようなことはありませんか？地域の皆さんが健康的で快適に暮らせるよう、まずは自分の身の周りの生活環境について見直し、悪いところがあれば改善していきましょう！



平成27年度の公害苦情受付件数(合計38件)

浦添市では、給付金の支給対象と思われる人へ、3月下旬以降に随時、以下に示す封筒で申請書を送付しています。

まだ申請がお済みでない人は、必ず期限内に申請をお願いします。

なお、申請書への記入・押印漏れや必要書類の添付がないなどの不備がある場合も、期限内に不備を補完する必要がありますのでご注意ください。

■次に該当する人はお早めに問い合わせください。

- ①申請書等は届いていたが、紛失または破損してしまった。
- ②申請書等を提出して2か月以上経つが、結果通知が届かない。または振込がない。
- ③給付金の支給要件に該当すると思われるが、申請書等が届いていない。

■受付時間
平日の午前8時30分～午後5時15分まで

■受付場所
市役所2階202会議室（児童家庭課の裏）

お知らせ

申請期限が迫っています！

高齢者向け給付金

（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

【問い合わせ】 臨時給付金支給室 ☎（870）1822

詳細については、市ホームページをご覧ください。



浦添市の申請期限は
平成28年
6月22日(水)
(郵送の場合は当日消印有効)
となっています。
※申請期限を過ぎると申請の受付が
できませんのでご注意ください!!

市からの
お知らせ

■知っておきたい年金のはなし

市民課
(内線3111・3116)

20歳以上60歳未満の全ての人に国民年金への加入が法律で義務付けられています。20歳を迎えたら、国民年金の第1号被保険者になるための手続きが必要です。

平成28年度国民年金保険料

月額1万6260円

付加年金について

付加保険料の月額が400円になります。年金を受け取る時に（付加保険料を納めた月数）×（200円）の額が老齢基礎年金を受給するときに加算されます。

国民年金保険料の納め方

郵便局・金融機関（窓口・ATM）・コンビニでの納付書払いのほか、インターネットバンキングやクレジットカードによる電子納付も利用できます。また、口座振替で納めると手間もかからず保険料の割引が受けられます。

保険料の納付が難しいとき

収入の減少や失業などにより保険料を納めるのが経済的に難しい場合は、未納のままにしないで「国民年金保険料

免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

任意加入

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしていない人や、受給額を増やしたい人は、60歳（申出しの月以降）から65歳まで任意で加入できます。（受給資格を満たしていない人は70歳までの間）また、海外に居住することになった時も日本国籍の人は、国民年金に任意加入できます。

こんな時は届出を！

届出先	手続き内容
市役所市民課国民年金係	国民年金への加入手続き
市役所市民課国民年金係	国民年金への加入手続き
配偶者の勤務先	第3号被保険者への種別変更の手続き
市役所市民課国民年金係	第1号被保険者への種別変更の手続き

■成年後見制度について

福祉給付課（内線3567）

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の衰えた人、不十分な人は預貯金などの財産を管理したり、介護サービスを利用するため

の契約を結んだりすることが難しい場合があります。また、自分に不利な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な人々を保護し支援するのが成年後見制度です。

●制度を利用するには

本人の住所地の家庭裁判所へ申立てを行います。申立てができるのは、本人、配偶者、親族等です。

●身寄りがいない、経済的理由などにより成年後見制度が利用できないのですが？

浦添市では、一定の条件のもと、「市長による申立て」や、「成年後見人等の報酬の全部または一部を助成」しています。詳細は福祉給付課まで問い合わせてください。

■「発達障がい」に相談したらいいの？

福祉給付課
(内線3568・3569)

障がい者（児）基幹相談支援センターでは、発達障がいに関する相談も受け付けています。

本人や家族だけで悩みを抱えず、お気軽に問い合わせください。詳しい内容を市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

■児童手当現況届の提出について

児童家庭課
(内線3617・3618)

児童手当を受給している人は毎年6月に現況届の提出が必要です。

対象となる受給者には、現況届の案内を郵送します。内容を確認し、必要事項を記入の上、現況届を郵送または窓口で、6月中に提出してください。現況届の提出がないと、6月分以後の児童手当の振り込みができなくなりますので、ご注意ください。

提出期間
6月3日（金）から30日（木）まで

受付場所
市役所2階202会議室（児童家庭課の裏）

受付時間
平日の午前9時～午後5時まで（昼休み時間も受け付けています。）

※児童手当の支給は、6月10日（金）です。6月期の振込分は、平成28年2月から5月分の児童手当です。通帳を記載して確認をお願いします。

■戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求について

福祉総務課
(内線3571・3572)

戦没者等の死亡当時のご遺

族に対する特別弔慰金の請求案内を行っています。

すでに手続きを終えた人に対しての支給は、県および国の審査を経て支給されるため、現在請求から支給までに約1年の期間を要しております。市役所からの支給通知をお待ちください。まだ請求手続きを行っていない人は、早目の手続きをお願いします。

請求期限
平成30年4月2日（月）まで

■国民健康保険税の納付に関するお知らせ

国民健康保険課
(内線3717・3725)

納付は口座振替が便利です！納期ごとに指定の預貯金口座から国民健康保険税を自動引落しする制度です。仕事が忙しい人や納期のたびに銀行まで足を運ぶことが難しい人は、「納め忘れ」のない口座振替をお勧めします。

また、口座振替で納付すると、12月中旬頃に納付済通知書（申告用）が送付されます。各納期の振替確認は、通帳に記帳してご確認ください。

皆さんが安心して医療を受けられるよう、国民健康保険税を期限内に納めましょう。国保税の納付が困難なときは、早めに国民健康保険課へご相談ください。